

ひまわり通信 NO1515 号

一般社団法人 ひまわり相続相談室



相続士・家族信託コーディネーター 酒井俊雄
日本相続士協会登録 551003
（社）家族信託普及協会員
<http://himawari.nagoya/>

平成 30 年 8 月 25 日

今年は猛暑お見舞い申し上げます。という言葉がピッタリです。まだ残暑が続きますようですが、熱中症に気を付けて乗り切りましょう。

さて 25 日は、相続セミナーを開催し、家族信託の説明会を催しました。私共のオーナー様、専門職・税理士・司法書士並びに土地家屋調査士・地元の金融機関の職員・賃貸管理会社（大手）の皆様にお集まりいただき、家族信託についての説明会を開催いたしました。大々的に PR していたわけではないので、一般のお客様には今後宣伝していきたいと思えます。ご出席のオーナー様・賛助会員の皆様ありがとうございました。

最近よく思うことは、そもそも相続の本質はなんでしょうか？先祖から受け継いできたもの、また自分自身が築き上げたものなど、それは必ずしも目に見える資産だけでなく“想い”や“家訓”そして“地域の文化の継承”などを次世代へ遺すことになるのでは？まさに人生と資産活用の先に“相続”が繋がっていると考えられるのではないのでしょうか？

遺言&任意後見

ある大家さんは、行く末が心配で公正証書遺言を作成しました。これで安心？ダメです。

さて認知症でボケました。死なない限り遺言は何の役にも立ちません。ボケれば不動産の契約は不可です。長男が素知らぬ顔でパート経営を代行、親のキャッシュカードで管理しても、売買取引や定期預金解約は無理です。不動産業者も銀行員も「後見人がいなければダメです。」

成年後見の法定後見人だと裁判所に法定後見人の選任をお願いします。「長男

（や知人の弁護士等）を選任してほしいと希望しても、財産が多かったり複雑なら、見ず知らずの第三者専門職の弁護士・司法書士が選任されることとなります。見ず知らずの弁護士が突然やってきて家の権限を握ります。その弁護士に報酬を払い続けます（管理財産 5000 万超なら目安として月 5～6 万）。「後見人を変えてほしい」はゆるされません。顔なじみの地元信金等の預金のほとんどを解約させたりします。それは裁判所が「後見制度支援信託」を指示することが多くなり、手元資金のうち当面の資金数百万円だけを残して、全てを信託銀行へ強制信託するからです。郵便物は自宅経由せずに後見人に直接転送（2016 年改正）。家族の手からどんどん離れます。法定後見人の仕事は「本人のために本人の財産を守ること」家族のためではありません。孫の結婚祝い 100 万円はもうダメです。もはや法定後見人は家族の敵？そこで、任意後見と遺言をセットにしてつくる案です

遺言は死後に効力を発揮します。ボケてから死ぬまでの間に効力を発揮するのが「任意後見」です。「自分がボケたら任意後見は長男。財産管理権限等への代理権を与える。」と、自分の意志を公正証書に残します。任意後見で法定後見不要にし、厄介な第三者後見人を防ぎます。

しかし、私たちは信託という解決策を提案します。家族信託は柔軟に対応することができます。

配偶者居住権

父が残した1億円の自宅土地建物所有権。子が相続し、母が住みます。子には1億円への相続税です。民法改正で配偶者居住権（配偶者が終生居住する権利）創設です。居住権が4000万円とすれば所有権はそれを控除し6000万円です。母の4000万円は配偶者控除で相続税ゼロ。子は土地建物6000万円への相続税です。いつか母が亡くなり、配偶者居住権は消滅し、子の有する所有権価額は1億円に戻ります。子は4000万円部分を課税されずに済むということです。民法は「税金」を考えません。しかし現場は「税金優先」、4000万円節税を目指すのは当然です。

法制審議会は「財産価値に相当する価額を相続したと扱う」それなら相続税課税です。

日本税理士連合会は税制改正に向けて「配偶者居住権は当事者が合意すれば容易に設定できることから、租税回避防止の観点も踏まえる必要がある」。

居住権の相続税評価がゼロでなく、例えば4000万円と決まれば「節税」配偶者居住権が流行します。

「参考文献 バードレポート」

+++++
家族信託のご相談を承っております。
相談のみは無料です。お気軽に連絡してください。

一般社団法人 ひまわり相続相談室

Tel/fax 075-802-0215

Email:sakaitoshio76@gmail.com